

気を付けて! それ、靈感商法かも?

- ・無料の占いサイトに登録したら・・・有名占い師を名乗る者に有料サイトに誘導された。「今やめたら不幸になる」などと言われ、高額なお金を払ってしまった。
- ・雑誌広告を見て開運ブレスレットを購入したら・・・「先祖の供養をしないと家族に災いが降りかかる」と言われ50万円を振り込んでしまった。



不幸になる...
災いが降りかかる...

アドバイス

- ・契約前に一度立ち止まって考える! あやしいと思ったら断る!
- ・少しでもおかしいと思ったら、すぐに消費生活センターに相談を!



お申込み、随時受付中!

※詳細は
当センターホームページへ

センター講座・出前講座



悪質商法などの被害を防ぐための講座や、消費生活を考える上でヒントとなる実験（食品の塩分・糖分測定など）をセンター内またはご希望の場所で実施しています。

- ・日程等調整のため、事前にお電話ください。

かしこい消費者塾



企業の社員研修や高等教育機関の講義に弁護士、税理士などの講師を派遣し、消費生活に関する基本的な法律知識や、消費者トラブル事例等を解説しています。

- ・HPの電子申請フォームからお申込みください。

受講者の声

・弁護士の話は説得力があり、実際に担当された案件に基づく話は、とても伝わりやすかった。

・消費者トラブルは身近であると実感し、注意喚起だけでなく、それにおける対処法が学べた。

講師派遣料: **無料**

時間: 原則として、平日の日中で1~2時間程度

消費者セミナー 2025

県立図書館にて
14時~15時半

開催日	テーマ	講師
9/9(火)	若さを保つ食生活 ~腸内環境と発酵食品~	東京農業大学名誉教授 中西 載慶氏
9/24(水)	今こそ知りたい! デジタル終活	相続手続支援センター石川 所長 新喜 章弘氏

お問い合わせ・申込み先

石川県消費生活支援センター 学習支援課 ☎ 076-255-2155
✉ seika-ke@pref.ishikawa.lg.jp

【悪質商法被害の未然防止はメルマガで!】

「消費生活ほっと情報」配信中!

悪質商法の新たな手口、消費者トラブルの最新情報などを月2回程度お届けします。

二次元コードを読み取ってアクセスできます。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/s>

登録無料 登録はこちらから



消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地球環境にも思いをはせて生活し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。

くらしの情報

マイライフ いしかわ

2025 No.263

編集・発行

石川県消費生活支援センター

金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階
TEL 076-255-2155 FAX 076-255-2397
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

修理サービスに関する相談が増加!

トイレの修理、水漏れ・排水管の詰まりの修理など、日常生活でのトラブルに事業者が対処するサービスにおいて、高額な作業料の請求を受けたという相談や、令和6年能登半島地震の影響などから住宅設備等の修理に関する相談が寄せられました。

相談事例

トイレが詰まり、ネットで検索した業者を呼んだら、ネット広告に出ていた金額とは違う高額な作業料を請求され、その場で現金払いしてしまいました。



悪質なレスキュー商法に注意! トラブルに遭わないためのポイント!

- ・インターネット広告やチラシの**金額表示をうのみにしない**。
- ・「困った事態」になる前に**信頼できる事業者**を調べておく。
- ・契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは**作業を断る**。
- ・料金・作業内容に**納得できない場合は、その場で支払いをしない**。
- ・広告の金額と実際の請求額が大きく異なる場合は、**クーリング・オフができるか確認**。



ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの ☎ **188**

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。受付時間は相談窓口ごとに異なります。



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

石川県消費生活支援センター

☎ **076-255-2120**

平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:30
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く

✉ メールによる相談(石川県電子申請システム)も受け付けています。

センターHP



石川県内 令和6年度消費生活相談の概要

令和6年度の消費生活相談件数は8,427件(県3,766件、市町4,661件) 前年度に比べて226件(2.6%)の減少となりました。

◆高齢者(65歳以上)からの
相談割合は33.3%となっています。

▶詳しくはセンターHPへ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/sodanjokyo.html>

多かった
相談

～商品・役務
(サービス)別～

1位 化粧品 626件 (1.2倍)

2位 健康食品 396件 (1.4倍)

3位 修理サービス 249件 (1.5倍↑)

4位 他の役務サービス※ 210件 (1.2倍)

5位 賃貸アパート・マンション 204件 (0.8倍)

6位 医療サービス 176件 (3.1倍↑)

※サービス業のうち、申請代行サービスなどの料金に関する相談

●医療脱毛に関する相談の増加が顕著!

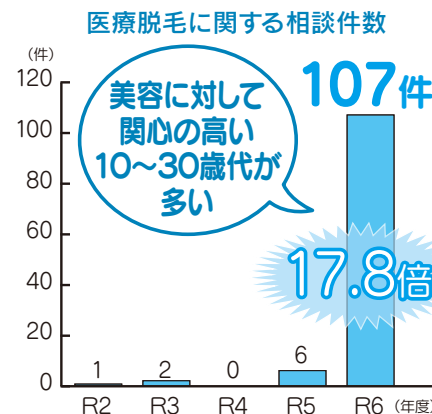
6位「医療サービス」の相談の約6割が「医療脱毛」に関する相談でした。施術を行う医療クリニックが破産し、未施術分の返金や、ローン返済などについての相談が急増しました。



相談事例

Q クレジットカードで24万円の20回払いローンの脱毛契約をした。1回施術を受けたが、クリニックが破産したので、クレジット会社へ支払い停止を求めたい。(20歳代 女性)

A 事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者と直接交渉することはできません。破産管財人(弁護士)からの連絡を待ち、確認することになります。クレジットカード払いの場合は、[クレジットカード会社に相談を](#)。



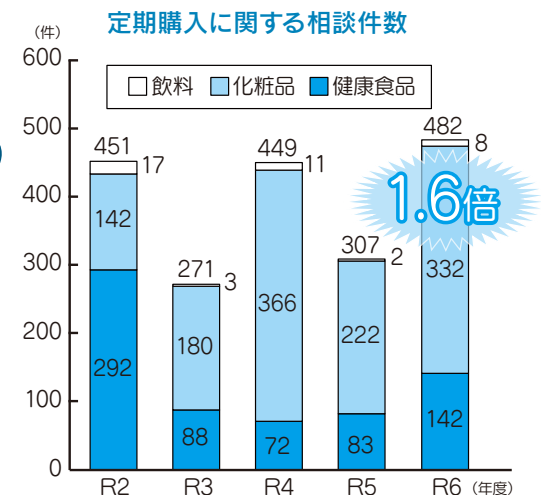
☆特徴的な苦情相談☆

近年相談多数!

化粧品・健康食品など通販トラブル

「お試し」「1回限り」の
つもりが **定期購入** に!?

化粧品や健康食品の相談の多くは定期購入に関するものです。令和6年度は令和2年度以降最多となりました。特定商取引法では最終確認画面で重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。



証拠として**最終確認画面のスクリーンショット**を残しましょう

消費者への アドバイス

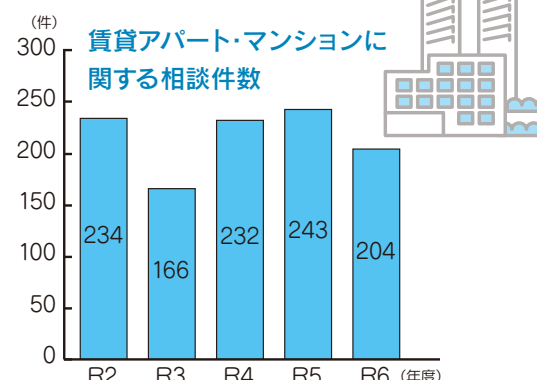
- ・長期間にわたる**契約は慎重に**！施術を受ける**都度払い**をするなどの方法も検討を。
- ・美容医療サービスは期間が1か月、金額が5万円を超える場合、契約書受領日を含む**8日間はクーリング・オフ**が可能。それ以降は契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで**中途解約**が可能。

●賃貸アパート・マンションに関する相談も依然上位

賃貸住宅の退去時に、多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用をめぐるトラブルが多く起きています。

民法では、通常の使用による損耗等、借主に責任のない事由による損傷については原状回復義務を負わないことが定められています。

国土交通省
「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
を参照しましょう。



チェックリスト

※最終確認画面 インターネット通販

- ☑ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☑ (定期購入が条件の場合) 継続期間や購入回数
- ☑ 支払総額
- ☑ 「解約・返品できるか」、その期限、違約金など解約条件
- ☑ 解約の際の連絡手段(電話番号・メールアドレスなど)
- ☑ お届け予定日や、利用規約の内容



「通信販売」には、クーリング・オフ制度は適用されません。しかし、新聞広告やテレビ等をきっかけに電話注文した際に、事前案内のない商品を勧誘されて購入した場合、「電話勧誘販売」に該当し、クーリング・オフできる場合があります。

消費者ホットライン **188**

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります